

外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第一十六号）

改 正 後

（届出をする有価証券に係る交付しなければならない申論見書の記載内容）

第九条 法第二十七条において準用する法第十三条第一項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、第一号様式第一部及び第二部に掲げる事項、第一号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項並びに第二号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条において準用する法第二十五条第四項の規定及び第十七条第一項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

改 正 前

（届出をする有価証券に係る交付しなければならない申論見書の記載内容）

第九条 法第二十七条において準用する法第十三条第一項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、第一号様式第一部及び第二部に掲げる事項、第一号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項並びに第二号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条において準用する法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第十七条 外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供する。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第十七条 外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の

所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都

（新設）

市にあつては、区。次条第一項において同じ。)までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供する)ことについて申出を行つたときは、この限りでない。

第十八条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第一項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第十八条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、外国債等に係る法第二十七条において準用する法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを、同条第三項の規定により、その業務時間中公衆の縦覧に供しなければならない。

(新設)